

奈良県広域水道企業団設立準備協議会事務局運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約（以下「規約」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、規約第4条第1項の事務の処理に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会等の協議資料の作成に関すること
- (2) 協議会等の庶務に関すること
- (3) 奈良県広域水道企業団設立準備作業部会において実施する調査・検討の方針に関すること
- (4) その他規約第4条第1項の事務の処理に関し必要な事項

(組織)

第3条 事務局は、奈良県水道局県域水道一体化準備室の職員並びに奈良市企業局、橿原市上下水道部及び生駒市上下水道部の職員各1名をもって組織する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、協議会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。